



川西町・三宅町式下中学校組合立
式下中学校

「学校通信」 Believe (ビリーブ)

—令和3年度第21号—
令和4年1月17日発行
文責 中本克広

感染症予防対策について

年が明けて以降、感染状況が著しく悪化し、オミクロン株の感染力の強さが懸念されているところです。そこで、今一度、感染予防対策の徹底を図るため、下記の点について再度ご確認をお願いいたします。

1、登校について

- ①登校までに自宅で検温と健康確認を行い、発熱や風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合は、登校を控えてください。
- ②同居のご家族に発熱や風邪症状がある場合も、念のため、お子様の登校を控えてください。
- ③登校後に体調不良となった場合は、早退の連絡をさせていただきますので、お迎えをお願いします。

2、換気について

密閉を回避するために、常時換気を行うため、換気扇の使用、2方向の窓を開ける等の対応を行っています。室温の維持に努めていますが、寒さ対策として、授業中の防寒着の着用、ざぶとんやひざかけの使用も可能ですので、各自での調節をお願いします。

3、マスクの着用について

常時マスクを正しく着用し、登下校時や昼食時もマスクを外した状態での対面はしないよう指導します。

4、消毒について

教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、多くの生徒が手を触れるドア・手すり・スイッチ・水道の蛇口等は、毎日の消毒作業を行っています。(教職員と地域ボランティアの作業として実施しています。)

5、濃厚接触の回避について

2、3の徹底を図るとともに、1～2mの互いの距離を確保することについての意識が高まるよう啓発していきます。

6、部活動について

1月15日～、県教委のガイドライン（1月14日改訂）に基づき、

- ①学校での通常練習は可
- ②県内の中学校どうしの練習試合や公式大会等への参加は可（校長への連絡）
- ③県外での活動及び県外学校との交流、泊を伴う活動は不可
- ④観客については、学校会場の場合は無観客、外部会場の場合は別に定めるを原則として対応していきます。

7、学校への連絡の徹底について

- ①お子様や同居のご家族が体調不良でPCR検査等を受けたとき、②お子様や同居のご家族が濃厚接触者としてPCR検査を受けることになったとき、③お子様や同居のご家族の感染が確認された場合等、速やかに学校への連絡をお願いいたします。時間外は、留守番電話にメッセージを残してください。学校から連絡をとらせていただきます。

8、臨時休業について

生徒や教職員の感染が判明し、その発症日の2日前から登校があった場合、3～7日程度を目安に臨時休業とし、学校内での感染拡大の可能性について把握するとともに、校内の消毒、接触者のPCR検査を実施します。臨時休業の期間、対象（学級・学年・学校全体）は、保健所の助言、教育委員会の指示を受けて対応します。

9、その他

現時点では、令和3年10月11日付け「生徒及びその家族が新型コロナウイルス感染症の感染者や体調不良者となった場合の対応について（改訂）」に基づいた対応を継続しますので、ご参照ください。

3年生の入試は、早いところではすでに始まっています。特に多くの生徒が受験する2月6日の県内私学入試からいよいよ本格化していきます。1月23日で、2週間前を迎えるにあたり、上記の感染予防対策について、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。